

「青い森県産材利用推進プラン」の改定について

国の動向

○平成22年に制定した「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を、令和3年6月に改正（同年10月施行）。

《主な改正内容》

- ①木材利用の促進が脱炭素社会の実現に資することなどを旨とする基本理念を新設
- ②名称を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に変更
- ③対象を「公共建築物」から「建築物一般（民間建築物を含む）」に拡大
- ④建築物木材利用促進協定制度の創設

○改正に伴い、「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」を策定。

○木材利用を通じて持続可能な社会へチェンジしていく「ウッド・チェンジ」プロジェクトを推進し、情報発信や普及イベントの開催等を支援。

本県のこれまでの取組

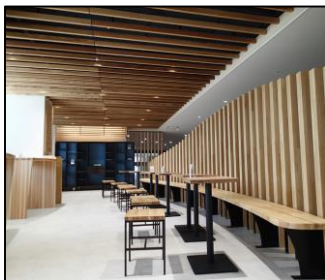
○国の法律制定を受け、平成23年9月に本県の基本方針となる「青い森県産材利用推進プラン」を策定。

○市町村に対しては、「市町村における木材の利用促進に関する基本方針」の策定を働きかけ、県内全ての市町村が策定済み。

○公共建築物での木材利用を促進するため、次の取組を実施。

- ・市町村長への県産材利用に係る要望活動
《近年の実績》
 - R3：弘前市、黒石市、平川市、蓬田村、平内町
 - R4：六戸町、藤崎町
- ・「公共建築物等の木造化・木質化支援マニュアル」の作成
- ・公共建築物での木造化・木質化に関する現地勉強会
- ・各種媒体で情報を発信

○上記取組や関係団体の積極的な木材利用により、公共建築等への木材利用が促進。



県プランの改定

国の法律改正に対応し、「青い森県産材利用推進プラン」を次のとおり改定することとしました。
※法律第11条（都道府県知事は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内の建築物における木材の利用の促進に関する方針を定めることができる。）

《プランの主な内容》

1 建築物における木材利用の促進の意義及び基本的方向

- 非住宅の建築物等を含めた建築物全般での木材の利用促進により、脱炭素社会の実現、地域経済の活性化等へ大きく貢献（※「脱炭素社会の実現」を基本理念に明記）【新規】
- 木材利用の促進に向けた各主体の取り組み
 - ・県及び市町村： 地域の実情に応じた効果的な施策の推進
 - ・事業者： 自ら木材利用に努めるほか、県・市町村の施策へ協力

2 建築物等における木材利用の促進のための施策に関する基本的事項

- 木造建築物の設計・施工に係る先進的技術の普及促進、人材育成
- 建築物木材利用促進協定制度の周知、活用【新規】
- 公共建築物の積極的な木造化・内装木質化による木材の利用促進
- 木材利用の普及啓発と県民運動化（※国が新設した「木材利用促進月間(10月)」や「木材利用促進の日(10月8日)」に重点的に普及啓発を行うことを明記）【新規】

3 県が整備する公共建築物等における木材利用の目標

- コスト・技術面で困難な場合を除き、原則木造化（※対象を耐火構造が求められていない低層建築から、建築物一般に改定）【拡充】

4 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

- 森林所有者、林業従事者、木材製造業者等の連携による安定供給
- 県は、関係者へ適時木材の調達や利用に関する情報等を提供するほか、木材需給に関する関係者間の情報共有に協力

今後の取組方向等

○公共建築物への県産材利用の普及

- ・市町村への県産材利用に係る要望活動、情報発信
※今後の建築予定：六戸町立図書館、弘前市立石川小中学校等複合施設
- ・あおり県産材利用推進庁内連絡会議を通じて、県が整備する施設等への県産材利用を促進

○民間建築物への県産材利用の普及

【民間商業施設】

- ・県と建築物木材利用促進協定を締結し、県産材を使用して施設を建築・改装した企業等を、積極的に県産材利用に取り組む企業として認定し表彰
- ・建築士及び建築主（企業等）を対象とした木造化・木質化の現地勉強会を開催
- ・建築士及び施主（企業等）向けの県産材利用に関するガイドブックを作成

【一般住宅】

- ・県内商業施設等でPRイベントを開催し工務店との住宅相談会やオンライン住宅見学会等を実施



MADE IN
AOMORI